

仕 様 書

1 件名

歯科健康診断に係る歯科検診用歯鏡等の滅菌配送委託業務（単価契約）

2 業務内容

保育園等で実施する歯科健康診断において、広島市（以下「発注者」という。）が引き渡す歯科検診用歯鏡及び探針（以下「歯鏡等」という。）の滅菌を行う。また、歯鏡等が常時正常な状態で使用し得るように衛生管理を行い、当該歯鏡等を円滑に供給し、検診終了後に回収する。

3 実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 日程、供給場所及び供給数

- (1) 供給場所及び供給数は、別紙「歯科検診実施表」のとおり。
- (2) 歯科検診日の園児数により歯鏡等の必要数が増えた場合、あるいは歯科検診日に変更となった場合は、発注者は速やかに受注者に連絡し、受注者は歯鏡等の本数配送日の変更に対応すること。
- (3) 欠席者の検診を行うことになった場合は、発注者は速やかに受注者に連絡し、受注者は歯鏡等の配送の対応すること。

5 実施方法

(1) 供給物

ア 歯鏡については、21本入りを1パックとし、予定数分及び予備分に応じて必要パック数を配送することとする。

イ 歯鏡に以下の付属品を付けて配送すること。

・ 探針

5本入りを1パックとし、予定数が50人未満の保育園等には1パック、50人以上100人未満の保育園等には3パック、100人以上150人未満の保育園等には5パック、150人以上200人未満の保育園等には7パック、200人以上の保育園等には10パックを配送することとする。また、予備として1園につき2パックを配送すること。

・ 歯鏡等の回収用袋又は容器（受注者で用意するもの）

使用済みの歯鏡等をそのまま入れて封入できる形状とする。

(2) 消毒方法

歯鏡等は、医療器具専用的高圧蒸気滅菌器（オートクレーブ）により121℃以上で15分間以上の滅菌を行ったものを滅菌バックに入れて供給すること。

滅菌バックは、未開封の場合で3か月滅菌状態が維持できるものとする。

(3) 供給方法

ア 歯科検診の実施日の前日までに保育園等に配送すること。ただし、前日が休園日の場合は、その直前の開園日とする。発注者は、各保育園等の歯科検診の実施日が決まり次第、受注者に連絡する。

イ 配送は、歯鏡等の滅菌状態を保証するための滅菌バッグで包装し、専用箱に入れて保育園等へ納品すること。また、供給数を示した一覧表を添付すること。配送手段は、特に問

わない。

(4) 回収方法

各保育園等において歯科検診終了後、使用済みの歯鏡等を袋又は容器に入れて返却する(各保育園等においては、洗浄又は消毒は行わない。)

ア 回収は、歯科検診終了後、原則当日を含め3日以内に行うこと。ただし、翌日が土・日・祝日の場合は、その日を含まない。なお、欠席者検診用の歯鏡等については、欠席者検診終了後、速やかに回収を行うこと。

イ 歯科検診終了後、回収時に、保育園等から、検診実施人数・歯鏡等の使用本数等を記載した報告書を受領すること。

6 衛生管理

受注者は、配送中に歯鏡等が汚染されることのないよう、衛生管理を厳重に行うこと。

7 指導及び助言

受注者は、発注者が歯鏡等を使用するために必要な指導及び助言を適宜行うものとする。

8 完了報告書

(1) 受注者は、業務終了後、発注者の職員の確認を受けて、検診実施人数及び歯鏡等の供給数を算出するものとする。その際、歯科検診に使用していない歯鏡等及び受注者の責めに帰すべき原因で生じた不良の歯鏡等については、供給数から除くものとする。

(2) 受注者は発注者に対し、保育園等と確認した検診実施人数を記載した完了報告書を提出すること。

9 歯鏡等の引渡し・保管場所・保管責任・返納

(1) 引渡しについて

歯鏡等の引渡しは、発注者が一般社団法人広島市歯科医師会へ回収に行くことで、引渡しとする。なお、引渡しについては、別途連絡する。

(2) 保管責任・保管場所について

受注者は、発注者が歯鏡等を引き渡した日から返納を指示した日まで保管責任を負うものとする。保管場所については、衛生管理を厳重に行える場所とする。保管方法については、歯鏡等の破損を防ぐため、必ずケースに入れて保管する。また、受注者は、受注者の責めに帰すべき原因で生じた歯鏡等の破損もしくは滅失の場合には、現物をもって補償する。

(3) 返納について

受注者は、歯鏡等を消毒し、十分に乾燥させてから、50本ずつにまとめ、破損が起こらないようケースに入れて返納する。なお、返納先については、別途指示する。

10 その他

上記に記載のない事項については、受注者・発注者の協議により決定する。